

平成20年度 営繕工事の発注の見通しの公表（追加）について（平成21年2月現在）

官庁営繕部（国土交通本省）における平成20年度の営繕工事の発注の見通しの追加を下記のとおり公表いたします。

なお、ここに掲載する内容は、平成21年2月現在の見通しであるため、実際に発注する工事と異なる場合、又はここに掲載されていない工事が発注される場合があります。

また、予定工事発注規模は、公表時点の見込みであり、公表後変更することがあります。

【追加する工事】

1. 一般競争入札

該当なし

2. 工事希望型競争入札

該当なし

3. 通常指名

該当なし

4. 随意契約

- 4-1 工 事 名：中央合同庁舎第1号館本館耐震改修(08)建築工事
- 1) 工 事 種 別：建築工事
 - 2) 工 事 場 所：東京都千代田区霞が関1-2-1
 - 3) 工 期：約25ヶ月
 - 4) 工 事 概 要：本館（SRC-8-1、延べ48,009㎡）基礎下免震改修に係る地盤改良、耐圧マットスラブ構築等
 - 5) 予定工事発注規模：15億円以上30億円未満
 - 6) 入札予定時期：第4四半期
 - 7) そ の 他：随意契約理由（別紙参照）

(別紙)

随意契約及び契約の内容（予定）

工 事 の 名 称	中央合同庁舎第1号館本館耐震改修(08)建築工事
工 事 概 要	本館（SRC-8-1、延べ48,009㎡）基礎下免震改修に係る地盤改良、耐圧マットスラブ構築等
契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 藤田 伊織 東京都千代田区霞が関2-1-2
契 約 業 者 名	鹿島建設（株）
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区元赤坂1-3-1
随意契約によることと し た 理 由	<p>本工事は、中央合同庁舎第1号館本館（以下「本庁舎」という。）の耐震化（本庁舎を使いながら本庁舎の基礎下に免震層を構築する基礎下免震工法を採用している。）のため、地盤改良、耐圧マットスラブの構築等を行うものである。</p> <p>本庁舎の耐震化にあたっては、一般競争入札を経て、平成18年9月に、中央合同庁舎第1号館本館耐震改修（06）建築工事（以下「06工事」という。）を上記業者と契約し、現在施工中であるが、地下の掘削中において確認した既存杭の状況が耐震改修設計時の想定と異なったことから、実状に応じて設計の見直しを行い、当初の基礎梁状マットスラブと既存杭による杭基礎形式から、地盤改良と耐圧マットスラブによる直接基礎形式にして、本庁舎を支持させることとした。</p> <p>本工事は、基礎下免震層（以下「免震層」という。）構築のため、06工事による本庁舎周囲の仮設山留め壁の構築並びに本庁舎周囲及び基礎下の掘削に引き続き行われるもので、さらに、本工事の地盤改良及び耐圧マットスラブの構築後の06工事による免震装置の設置等、それらが一体の構造物として完成してはじめて免震層の機能が発</p>

	<p>揮され、本庁舎が免震建物として機能することになる。なお、当該仮設山留め壁は、06工事の施工者自らが、その施工経験、技術力等を背景に、実際の地盤等の状況、近接する地下鉄構造物に対する影響、施工方法、安全管理方法等を考慮し、FEM解析をした上で設計したもので、全て施工済みとなっている。</p> <p>本工事が本庁舎の直下でなされることから施工の安全性を確保することが重要（施工者はもとより本庁舎利用者の安全性にも関わる。）であるが、本庁舎の直下という限られた空間において、06工事と一体の構造物を構築する上で施工の安全性を確保するためには、06工事の仮設山留め壁を使用し、かつ、当該仮設物の使用時において施工荷重等の変動等の状況に応じた詳細な使用条件を判断することが、必要不可欠である。</p> <p>本工事の施工において使用する仮設山留め壁の使用条件の判断の詳細は、06工事の施工者独自の技術に関わるものであり、それを事実上知り得ない06工事の施工者以外の者では、一貫した判断に基づき、安全に一体構造物の連続施工ができない。したがって、本工事は、会計法第29条の3第4項に規定する「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当し、政府調達に関する協定第15条1（b）に規定する「技術的な理由により競争が存在しない」に適合することから、本工事を上記業者と契約するものである。</p>
備	考